## 市第39号議案

福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

次のように福祉保健活動拠点の指定管理者を指定する。

平成21年9月10日提出

## 横浜市長 林 文 子

tz . The	指	定管理者	*
名 称	所 在 地	名称	指定の期間
横浜市青葉区福	青葉区市ケ尾町	社会福祉法人横浜市青葉区社	平成22年4月1日か
祉保健活動拠点	1,169番地の22	会福祉協議会	ら平成27年3月31日
		会長 中 西 武 夫	まで

## 提案理由

横浜市青葉区福祉保健活動拠点の指定管理者を指定したいので、 地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。 市第39号

## 参考

地方自治法 (抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 (第1項から第5項まで省略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは 、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければ ならない。

(第7項から第11項まで省略)